

鳥取県児童虐待防止啓発業務委託評価要領

- 1 件名
鳥取県児童虐待防止啓発業務
- 2 内容
鳥取県では、児童虐待防止についてより効果的な普及啓発を行うため、経験・技術・企画力をもつ民間事業者等に啓発広報業務を委託する。
- 3 条件
鳥取県児童虐待防止啓発業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 4 審査委員
広報関係者、児童養護施設等職員、鳥取県職員より4名任命する。
- 5 評価方法
 - (1) 各審査委員（4名）が下記の評価項目ごとに採点した内容点（90点満点）の平均点と価格点（10点満点）を総合し（100点満点）、最も高得点を得た者から順位を付けるものとする。ただし、算出にあたっては小数点以下1桁までを有効とし、小数点以下2桁目からは切り捨てとする。なお、順位決定を行う際に、同位の提案書が複数ある場合は、審査委員の多数決により順位を決定する。
 - (2) 各評価項目の得点は、下記評価基準（※1）により審査委員が5点満点で採点した点に、それぞれ当該評価項目ごとの係数を乗じた点数とする。

(内容点)

評価項目	内容	係数	配点
リーフレット	・仕様書6（1）に定めるデザインや記載内容が網羅されているか。	1	5点
	・デザイン等に独自の工夫があるか。	2	10点
ウェットティッシュ	・仕様書6（2）に定めるデザインや記載内容が網羅されているか。	2	10点
	・デザイン等に独自の工夫があるか。	2	10点
カイロ	・仕様書6（3）に定めるデザインや記載内容が網羅されているか。	2	10点
	・デザイン等に独自の工夫があるか。	2	10点
独自提案	・提案内容の具体性や、より効果的な独自の提案・工夫が見られるか。	3	15点
実施体制・スケジュール	・業務の実施体制やスケジュールは妥当であるか。（業務の一部について再委託等を予定している場合は、提案者が実施主体として妥当であるか、効果的な体制か）	1	5点
提案者の適格性	・児童虐待防止に関する情報収集を行った上で提案を行っているか。	1	5点
	・過去に同規模又はそれ以上の委託を受け、適正に実施した実績があるか。	1	5点
総合	・企画提案書、プレゼンテーション等を通じて、業務に対する知見、技術力、積極性が認められたか。	1	5点
個人情報等の漏えい等の有無	・過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい等の事件を発生させていないか。		0点 ※有の場合は -20点
小計			90点

(価格点)

見積(想定)価格	$10 \times (1 - \text{見積価格(税込価格)} / \text{予算額})$		10点
	失格	予算額を超える見積	
合計			100点

※1 評価基準

審査委員は、評価項目ごとに下記の評価基準に基づき、絶対評価により採点する。

採点	評価基準
5点	特に優れている
4点	優れている
3点	標準的
2点	劣る
1点	非常に劣る

「個人情報の漏えい等の有無」については、過去2年間において個人情報の漏えい等があった場合は、内容点から減算する。

評価点	評価基準
0点	なし。
-20点	あり。

6 最優秀提案者の選定方法

5により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。